

鳥取縣公報

昭和十六年五月三十日
第一千二百三十七號

金曜日

本書ノ大キサハ國定規格A5判

告示

◇鳥取縣告示第四百三十八號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル鋼板製品線材製品平板製品鋁力製品ノ販賣價格左ノ通指定ス
昭和十六年五月三十日

鳥取縣知事

入

田

三

郎

家庭用金物（鋼板製品線材製品平板製品鋁力製品）ノ販賣價格

（單位一箇）

小賣業者販賣價格

品目
輪付鐵五德

規

格

一 號

高四寸以上外徑四寸八分以上三ッ輪十番線以上五分五厘以上ノ帶鋼ヲ使用總重量五〇匁以上

、二三

二 號

高五寸以上外徑五寸四分以上三ッ輪十番線以上六分以上ノ帶鋼ヲ使用總重量六〇匁以上

、二九

一 號

焔爐上置爪四枚物使用長二寸七分幅五分以上
入枚物使用上部内徑八寸下部内徑六寸三分上淵折返幅三分五厘
高二寸黒ワニス塗

、二五

鳥取縣公報

每週曜日發行

（休日ニ當ル時ハ翌日）

昭和十六年五月三十日
第一千二百三十七號

（昭和四年四月十五日）
第三種郵便物認可

一

00461

品目	規格	價格
二 號	磨フライパン(中厚ノモノ)	、二九
口徑 二〇種	七枚物使用上部内徑八寸五分下部内徑六寸八分上淵折返幅三分五厘高二寸一分黒ワニス塗	、三八
同 二二種	五枚物使用深三、六種以上柄長口徑ノ三種延以上幅三種以上厚一、六耗以上黒エナメル焼付	、四四
同 二四種	五枚物使用深四、四種以上柄長口徑ノ三種延以上幅三、五種以上厚一、六耗以上黒エナメル焼付	、四九
同 二六種	五枚物使用深四、六種以上柄長口徑ノ四種延以上幅三、五種以上厚一、六耗以上黒エナメル焼付	、五六
同 三〇種	五枚物使用深五、三種以上柄長口徑ノ四種延以上幅三、五種以上厚一、六耗以上黒エナメル焼付	、七八
磨フライパン(特製ノモノ)		
口徑 二〇種	三枚物使用深三、六種以上柄長口徑ノ三種延以上幅三種以上厚一、六耗以上黒エナメル焼付	、六四
同 二二種	三枚物使用深四種以上柄長口徑ノ三種延以上幅三種以上厚一、六耗以上黒エナメル焼付	、七四
同 二四種	三枚物使用深四、四種以上柄長口徑ノ三種延以上幅三、五種以上厚一、六耗以上黒エナメル焼付	、八六
同 二六種	三枚物使用深四、六種以上柄長口徑ノ四種延以上幅三、五種以上厚一、六耗以上黒エナメル焼付	、一〇一
同 三〇種	三枚物使用深五、三種以上柄長口徑ノ四種延以上幅三、五種以上厚一、六耗以上黒エナメル焼付	、一四四
重能 木柄附重能		

00462

品目	規格	價格
一 號	三枚物使用長六寸六分先幅四寸四分	、三三
二 號	同 長七寸三分先幅五寸	、三七
三 號	二枚物使用長八寸先幅五寸五分	、四二
四 號	同 長八寸七分先幅六寸	、四六
五 號	同 長九寸六分先幅六寸五分	、四九
木柄ストープ重能	三枚物使用先幅三寸七分長九寸四分柄六寸五分	、三六
臺 重 能	一〇枚以上使用エナメル焼付口徑五寸五分深二寸以上木臺共高三寸三分	、五八
移 植 鋏	四枚物磨鋼板使用長九寸幅三寸通シ塗柄	、二一
手 鋏	一八番薄板製長二寸一分幅三寸三分柄ノ長一尺	、二二
家 庭 鋏	三耗一鋼板製長七寸幅四寸柄ノ長三尺	、二〇五
魚 燒		
角 形	亞鉛引鐵線製一〇番線以上使用長六寸幅五寸ヒゴ四本	、一五
合 セ 燒	亜鉛引鐵線製縱五寸五分横七寸五分粹一二番線以上副線一五番線以上ヒゴ一三番線以上柄四寸以上鋸力ニテ正金セルモノ	、二八
瓦斯 魚 燒	縱五寸五分横六寸五分粹一三番線以上ヒゴ一四番線以上中網二番線以上寸角八本七本目アキベスト加工セルモノ	、三二
瓦斯 火 起	口徑四寸五分高二寸二分柄三寸五分二三番線以上七本組合アスベスト加工セルモノ	、二五
	一三枚以上又ハ平板三一番以上(使用鐵板ハ銀粉塗り)	

小賣業者販賣價格

00462

餅燒網鉅鉛引鐵線製	一號	縱七寸五分梓一四番線以上中一八番線以上一三本ヲ組合セタルモノ	、一三
	二號	縱八寸五分橫七寸五分梓一四番線以上一五本一三本ヲ組合セタルモノ	、一五
捕鼠器		橫三寸五分縱六寸木製臺	、一六
火起煙突	一號	八番線以上使用長一尺三寸鈺又ハ鎖附	、一三
	二號	六番線以上使用長九寸五附クロム鍍金	、一四
品目	三平板製品	規	(單位一箇)
火起煙突		高七寸上徑一寸八分下徑三寸六分	圓 一八
味噌瀧		三一番以上使用摺木附口徑三寸五分底徑三寸二分高二寸八分一寸角一六目	、一九
差込便器		接合	、六四
		三一番以上使用長一尺八分徑六寸四分深三寸一分	、五〇
		絞リ出	、八六
		三一番以上使用長一尺四寸四分深三寸徑六寸五分前高六寸八分	
おまる		三一番以上使用長一尺八分深三寸一分徑六寸四分	
エナメル塗差込便器(二三枚物以上使用長一尺八分深三寸一分徑六寸四分)ノモノノ價格ハ本表差込便器接合ノ價格ニ依ルモノトス			
四鈹力製品			(單位一箇)

小賣業者販賣價格

00464

茶筒印籠丸型	品目	規	格	小賣業者販賣價格																																													
		正一斤入	高六寸九分徑三寸四分	圓 三七																																													
		正一〇〇匁入	高六寸二分徑二寸八分	、三二																																													
		正半斤入	高五寸六分徑二寸六分	、二八																																													
<p>◇鳥取縣告示第四百三十九號</p> <p>米穀販賣高調査員左ノ通異動アリタリ</p> <p>昭和十六年五月三十日</p> <p>鳥取縣知事 八 田 三 郎</p>																																																	
<p>一 囑託並解囑之部</p> <table border="1"> <tr> <th>囑託者</th> <th>解囑者</th> <th>擔當調査區域</th> <th>職務執行場所</th> <th>囑託解囑年月日</th> </tr> <tr> <td>谷口喜治</td> <td>渡邊商平</td> <td>岩美郡米里村</td> <td>岩美郡米里村役場</td> <td>昭和十六年五月一日</td> </tr> <tr> <td>中西榮造</td> <td>林鶴三</td> <td>八頭郡大伊村</td> <td>八頭郡大伊村役場</td> <td>同</td> </tr> <tr> <td>西尾虎雄</td> <td>上原泰男</td> <td>氣高郡千代水村</td> <td>氣高郡千代水村役場</td> <td>同</td> </tr> <tr> <td></td> <td>高見源三</td> <td>西伯郡逢坂村</td> <td>西伯郡逢坂村役場</td> <td>同</td> </tr> <tr> <td>丸本剛市</td> <td>杉本貴明</td> <td>東伯郡八橋町</td> <td>東伯郡八橋町役場</td> <td>同</td> </tr> <tr> <td></td> <td>林原重道</td> <td>西伯郡名和村</td> <td>西伯郡名和村役場</td> <td>同</td> </tr> <tr> <td></td> <td>安部千賀雄</td> <td>八頭郡賀茂村</td> <td>八頭郡賀茂村役場</td> <td>同</td> </tr> <tr> <td>板榮治</td> <td>乾廣善</td> <td>西伯郡東長田村</td> <td>西伯郡東長田村役場</td> <td>同</td> </tr> </table>					囑託者	解囑者	擔當調査區域	職務執行場所	囑託解囑年月日	谷口喜治	渡邊商平	岩美郡米里村	岩美郡米里村役場	昭和十六年五月一日	中西榮造	林鶴三	八頭郡大伊村	八頭郡大伊村役場	同	西尾虎雄	上原泰男	氣高郡千代水村	氣高郡千代水村役場	同		高見源三	西伯郡逢坂村	西伯郡逢坂村役場	同	丸本剛市	杉本貴明	東伯郡八橋町	東伯郡八橋町役場	同		林原重道	西伯郡名和村	西伯郡名和村役場	同		安部千賀雄	八頭郡賀茂村	八頭郡賀茂村役場	同	板榮治	乾廣善	西伯郡東長田村	西伯郡東長田村役場	同
囑託者	解囑者	擔當調査區域	職務執行場所	囑託解囑年月日																																													
谷口喜治	渡邊商平	岩美郡米里村	岩美郡米里村役場	昭和十六年五月一日																																													
中西榮造	林鶴三	八頭郡大伊村	八頭郡大伊村役場	同																																													
西尾虎雄	上原泰男	氣高郡千代水村	氣高郡千代水村役場	同																																													
	高見源三	西伯郡逢坂村	西伯郡逢坂村役場	同																																													
丸本剛市	杉本貴明	東伯郡八橋町	東伯郡八橋町役場	同																																													
	林原重道	西伯郡名和村	西伯郡名和村役場	同																																													
	安部千賀雄	八頭郡賀茂村	八頭郡賀茂村役場	同																																													
板榮治	乾廣善	西伯郡東長田村	西伯郡東長田村役場	同																																													

00465

◆鳥取縣告示第四百四十號

東伯郡旭村牧耕地整理組合設計書變更ノ件認可セリ

昭和十六年五月三十日

擔當調査區域變更ノ部	新擔當調査區域	舊擔當調査區域	擔當調査區域變更年月日
河本 愨	氣高郡青谷町	鳥取市	昭和十六年五月一日
	氣高郡青谷町	氣高郡瑞穂村	同

◆鳥取縣告示第四百四十一號

東伯郡旭村曹源寺耕地整理組合設計書變更ノ件認可セリ

昭和十六年五月三十日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

◆鳥取縣告示第四百四十二號

市街地建築物法施行細則第二十五條ニ依リ左ノ通假設建築物ノ件許可セリ

昭和十六年五月三十日

鳥取縣知事	八 田 三 郎
鳥取市瓦町百參拾壹番地ノ一	鳥取縣知事 八 田 三 郎
中 谷 鐵 之 助	

00466

◆鳥取縣告示第四百四十三號

動力糶摺業免許者中左ノ通廢業届出アリタリ

昭和十六年五月三十日

鳥取縣知事	八 田 三 郎
一 建築物ノ所在地	鳥取市西町貳百八拾八番地
一 用 途	店舗 (運動具店)
一 構造種別及棟數	木造 瓦葺 平屋建 壹棟
一 建築物ノ面積	建築面積 九八、六〇七平方 突出セル部分 六三、七二三同
一 命令事項	一 本建築物ノ存續期限ハ都市計畫事業實施迄トス 一 前項ノ存續期限滿了ノ時ハ都市計畫事業實施者ノ指定スル期日内ニ無償ニテ本建築物ヲ除却スベシ 一 本建築物ヲ他人ヘ讓渡シタル場合ハ十日以内ニ届出ヅベシ 一 知事必要アリト認ムルトキハ本命令書ノ條項ヲ増減若ハ變更スルコトアルベシ

免許證番號

住 所	鳥取縣知事	入 田 三 郎
二七四	東伯郡上北條村大字大塚	生 田 增 藏
七〇八	東伯郡安田村大字梅田	谷 本 長 兵 衛
三五七	米子市大字車尾	深 田 福 藏

◆鳥取縣告示第四百四十四號

00467

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ菓子類ヲ紙箱容器ヲ使用シ販賣スル場合ノ加算額左ノ通指定シ昭和十五年六月一日ヨリ之ヲ施行ス
昭和十六年五月三十日 鳥取縣知事 八 田 三 郎

◇鳥取縣告示第四百四十五號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル干燥肥料ノ販賣價格左ノ通指定ス
昭和十六年五月三十日

品目	規 格	單 位	販賣業者販賣價格	摘 要
干燥肥料	干燥歩止リ二〇%以上ノモノ	皆掛十貫	一、六七	隱岐國産
一	本表價格ハ、境港陸揚ゲ販賣業者販賣價格トス			
二	前項ト受渡場所ヲ異ニスル場合ハ別ニ運賃實費ヲ加算スル事ヲ得			
三	本表價格ハ、農林大臣ニ於テ指定ナシタル場合ハ之ヲ適用セズ			

◇鳥取縣告示第四百四十六號

價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左記ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ニ依リ指定地區内ニ於テ構成員タル資格ヲ有スル者ニシテ構成員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

00468

昭和十六年五月三十日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

一 組合ノ名稱及地區

- (イ) 名 稱 鳥取縣電器配給組合聯合會
- (ロ) 地 區 鳥取縣一圓

二 構成員タル資格

地區内ニ於テ電機具關係商品ノ販賣ヲ營ム者

三 統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日

- (イ) 額 (別記ノ通)
- (ロ) 實施ノ日 昭和十六年五月三十日

四 認可ニ附シタル條件

- (イ) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ
- (ロ) 認可價格及實施ノ日ヲ組員ノ營業所ニ揭示スベシ

品 名	電 熱 器 販 賣 價 格	規 格	單 位	卸賣業者 販賣價格	小賣業者 販賣價格
半 山 鋸	銘柄	銅先 一〇又コード四尺付	一個	一、四五	一、八五
同		六〇同	同	二、二〇	二、七三

00473

◇鳥取縣告示第四百四十七號

繭及生絲現在高竝ニ生絲製造高及消費高調査擔當繭絲調査員左ノ通囑託解囑及擔當調査區ノ變更アリタリ

昭和十六年五月三十日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

一 繭絲調査員ノ囑託及解囑

囑託繭絲調査員 氏名

解囑繭絲調査員 氏名

擔當調査範圍

執務場所

囑託解囑年月日

今井 豊

前田 榮

岩美郡宇倍野村
成器村
大茅村

宇倍野村役場

昭和十六年五月二十一日

塩尻 豊

柳原 量楮

同 浦富町
田後村

浦富町役場

同

眞岡 滋

同 東村

同 氣高郡 末恒村

東村役場

同

濱津 善一

同 末恒村

同 寶木村

末恒村役場

同

安野 艶一

同 寶木村

同 酒津村

寶木村役場

同

山田 整夫

片村 義久

同 鹿野町
瑞穂村

鹿野町役場

同

足立 乙松

同 米子市 第四區

同 所子村

米子市役所

同

谷 峰夫

同 所子村

同 西伯郡 大山村

所子村
稚鷺共同飼育所

同

00474

高山 竹治

田子 貞夫

同 五千石村
幡鄉村

五千石村役場

同

山中 誠喜

同 谷口 靜雄

同 入頭郡 賀茂村

賀茂村役場

同

石破 壽賀藏

同 矢倉 金春

同 丹比村

丹比村役場

同

河田 一堯

同 田淵 政男

同 佐治村

佐治村役場

同

大槻 益藏

同 西尾 清市

同 若櫻町

若櫻町役場

同

小椋 教治

同 山崎 繁次郎

同 中私都村

橋津村役場

同

藤村 清治

同 山内 貞一

同 東伯郡 橋津村

泊村役場

同

松田 親雄

同 淺津村

同 淺津村

淺津村役場

同

西山 誠男

同 遠藤 幸良

同 旭村

竹田村役場

同

加藤 宇一郎

同 上田 榮一

同 八橋町

八橋町役場

同

森田 康之

同 成實村

同 成實村

成實村役場

同

漆原 友平

同 中北條村

同 中北條村

同

同

00475

小林 悟	同	下北條村	同
安藤 重實	同	岩美郡 福部村	同
有田 茂雄	同	氣高郡 神戶村 大和村	同
久保 順一	同	逢坂村 小鷺河村	同
安田 俊夫	同	米子市 第六區(福生)	同
香田 峯一	同	日野郡 黒坂町	同
川本 久人	同	黒坂町 役場	同
松本 吉男	同	根雨町 役場 日野村	同
二 繭絲調查員ノ擔當調査區域變更			
繭絲調查員氏名		新擔當調査區	舊擔當調査區
村尾 照夫	同	同 上執務場所	同 上執務場所
佐野 實	同	福部村 役場	岩美郡 岩井町 蒲生村
原田 繼正	同	岩井町 役場	氣高郡 寶木村 酒津村
山根 榮治	同	神戶村 役場	同 千代水村 松保村
	同	千代水村 松保村	同 末恒村
昭和十六年五月二十一日 變更年月日			

00476

山根 茂雄	同	逢坂村 役場 小鷺河村	同	中郷村 役場 勝部村	同
田中 安治	同	中郷村 役場	同	岩美郡 浦富町 田後村	同
横山 忠治	同	大伊村 役場	同	八頭郡 賀茂村	同
大谷 主計	同	中私都村 役場	同	大伊村	同
山本 勳	同	舍人村 役場	同	東伯郡 下中山村 上中山村	同
谷口 節男	同	三朝村 役場	同	淺津村	同
秋山 祐之	同	中北條村 役場	同	泊野村	同
野島 永壽	同	下北條村 役場	同	三朝村 三德村 小鹿村	同
奥田 義人	同	上中山村 役場	同	成美村	同
柏田 昇	同	米子市 福生出張所	同	米子市 四區	同
眞岡 滋	同	東村 役場	同	日野郡 根雨町 日野村	同

彙報

麥に十日の刈時なし

收穫期と乾燥に注意

(農務課)

冬から春へかけての農家の苦心は美しい麥の穂に現れて、今や忙しい麥秋を待つのみとなつたが、麥秋は田植や養蠶繁忙期と殆ど同時になるため、その刈取りや收穫處理については他の仕事との調節に前以て深い留意と計畫を必要とする。

收穫の時期は品種や播種期、施肥の方法等によつて種々異り、同じ品種を栽培しても山間部と平坦部では大變な開きがあるが、しかも「麥に十日の刈時なし」の諺通り、その收穫期は極めて短時である。二、三日前まではまだ早いと思つてゐた麥畑が、一度の雨の爲に早くも過熟になつたといふ例はよくあることである。早蒔も晩蒔も、肥料の少ないのも多いのも、たゞ數日の間に次々に熟して來るのが麥の性質である。

大麥や稈麥の收穫は、遅れ穂の莖葉にまだ若干の緑色のあるうちに刈取つて差支ないのであつて、大体において穀粒が爪先でやうやく切斷し得る程度に固まつた頃(出穂四十日目位)には成熟してゐるから、その頃には刈取ることである。この時期には穂は黄變し、莖葉もまた大部分葉緑が消失して黄化して來る。

完全には達した後、もし數日の降雨に遭遇すると小麥などは立毛のまゝで發芽することがあり、たとへば發芽しないまでも收穫前に降雨に逢ふと著しく色澤が悪くなつて品質を低下するから、降雨の虞れがある時は寧ろ早目に刈取つた方が安全である。收穫期が遅れると梅雨期に入つて、連日の陰雨で折角の麥を蒙なしにし、苦勞を水の泡とすることもあるから充分注意してかゝる必要がある。今年は何年よりも早く出穂も早かつたから、大体これまでより一週間位早目に刈つて、田植も少しも早く出来るやう手配をすることが肝要である。

次に收穫後の乾燥であるが、麥の穀質を完全貯藏するには一にも乾燥二にも乾燥で、乾燥一ぱりで行かねばならぬ。刈取後一兩日乾燥すれば勞力經濟上最も有利であるが、降雨の

00478

虞れがある場合は刈取後直ちに脱穀するがよいのであつて、脱穀したものは晴天を選んで席乾しをして充分乾燥する。乾燥の程度は普通水分十三乃至十四パーセントであるが、麥蛾の害を蒙る虞れがあるから十一パーセントから十三パーセント位まで必ず乾燥すべきである。

後作を急ぐ場合など仕事の都合によつて直ちに脱穀出来ない場合があり、この場合は架干の方法によらねばならぬのであるが、この時はなるべく風通しのよい場所を選んでまばらにかけ、乾燥の程度について常に注意して機を逸せず收納を行ひ、脱穀後充分陽乾する。しかし梅雨期に入つて降雨が多いと、數日間の長い架干はかへつて不結果を招き、品質を損じ蛾の麥害を蒙ることがあるから、止むを得ない場合の外はなるべく架干は行はないやうに心掛けるべきである。

食糧の増産は

木灰の蒐集から

(農務課)

肥料

成分中加里分が如何に重要であるかは今さら云ふまでもないことであつて、食糧資源確保の絶対必要な今日加里肥料の供給は最も重要な問題である。例へば苗代の肥料設計

について考へても、坪當り硫酸二十匁乃至三十匁、配合肥料七十匁、過磷酸石灰二十匁、草木灰三百五十匁を施用して窒素分十一匁九、磷酸分十匁二、加里分十二匁五を供給することが出来るやうになつてゐるのであつて、加里分の給源たる草木灰三百五十匁乃至四百匁の施用は是非必要である。其の他本田肥料、甘藷等あらゆる農作物に、草木灰はなくてはならぬものであるが、從來この大切な

肥料の給源としては主として加里鹽によつてゐるのであるが、この加里鹽の殆ど全部は外國からの輸入に依存し居たものである。然るに歐洲戰亂の勃發以來この輸入は全く絶望状態に陥つて、なほ今後に於ても當分その供給可能の見込みはないと思はねばならぬのであるから、我が國としてはこの加里肥料の給源は、堆肥より得るもの以外は全然國內各戸の草木灰の蒐集による以外に途はないのであつて、まづたく「食糧増産は木灰蒐集のから」といふべきである。

本縣

に於ける農家の草木灰施用量は一年一戸當り十四匁程度となつてゐるが、よく注意してこれを蒐集するならば各戸八十匁乃至百二十匁は蒐集可能であると思はれる。大体普通通燃料百匁からの草木灰生産量は、雜木で三匁五百匁稻藪で十五匁(燃燒甚しからざるもの)、穀類からは二十匁程度を得ること

00479

が出来るのであつて、その灰類中に於ける加里分は潤葉樹を材料とするもので一〇パーセント、針葉樹では六パーセント程度を有してゐるが、この加里分中の水溶性加里即ち肥料として實効のある加里分はその五一乃至六六パーセントである。

しかし都市から蒐集される灰は煖炭又は豆炭等の使用から来る土砂の混入のため、加里成分の甚だ劣るものが多いから、農家は努めて自家に於ける薪炭灰の蒐集に力を注がねばならぬのである。一体販賣肥料の

加里塩

が我が國一般に使用されたのは近年のことであつて、大正年間には殆ど消費されてゐなかつたものである。それが昭和三年に入つて約一萬七千噸、昭和四年に五萬二千噸、それから年々増加せられて昭和十一年には二十萬噸に達したものであるが、右のうち國內で産するものは僅々三分程度であつて、他はみな輸入に仰いでゐたものであつたのである。従つて現在外國に供給を仰ぎ得ない實情として、是非これは堆肥による供給と共に、木灰の蒐集にまたなければならぬわけである。

蒐集

しかし現在農家に於ける木灰の方法は極めて不充分であつて、その遺亡と成分の減少が多い。灰類は放置すれば飛散して損失するばかりで

なく、久しく高熱にあへば灰の成分の炭酸加里は次第に硫酸加里に變化して不溶性となり、肥効は減退するものであるし、又加里は非常に水に溶解しやすく、濡れると成分の損失をまぬがれないから、風呂場、かまど、七輪、ゐろり等の灰は、たとひ少量であつても毎朝焚付の前に、火氣に注意して必ず蒐集し、古罐其他の容器に保存するやうにしなければならぬのである。

農村勞力の調整に

移動勞働班を編成

(農務課)

さきに記したやうに縣では刻下の農村勞力調整の爲に、毎年全般的な勞力補給計畫を立て、縣下農山漁村に於ける統後農村の使命達成に遺憾なきを期してゐるのであるが、これから養蠶、田植及び梨の袋掛け等急激に且つ短期に多量の勞働力を要する時期に向ふので、各部落に農業報國集團移動勞働班を整備してその圓滑な需給の調整に努めることになつた。

農村

の勞働力は事變以來引續く人馬の應召に依つて、たゞさへ勞働力の不足を感じて居る處に、軍需工場方面へ

00480

の勞力の移動が甚しく、なほ昨年からは勞務動員計畫による相當量の勞務員の供出も行はれてゐるので、今後はますます、寡少の勞働力を以て國民總動員體制下に於ける農業勞力補給の調整に邁進しなければならぬわけである。

従つて農家は旺盛なる自力自營の信念と、隣保共助の協同心に立脚して、勤勞精神の振作と家族勞力の合理的な活用を行ひ、努めて餘力を作り、如何にしても勞力の不足する方面を援助して國家の爲に増産目的の達成に捧げることが絶対に必要なことである。然るに

地方的

に考へるとこれらの一時的な多數勞働者の需要は農業種別の差異や風土慣習等によつて多くは多少農繁期を異にし、季節的に相當勞力の過不足があるわけであるから、整然たる統制の下に集團的な勞力の移動を行ふならば、その補給調整は相當有効な結果を見ることは明かである。

よつて縣では前年度から種々協議を重ねて移動勞働班を作り、これが趣旨の普及に努めると共にその運用に力をつくしてゐるのであつて、昨年は勞力調整上相當な効果を擧げることが出来たのであつたが、今年は一層その合理的な運営によつて、逼迫した縣下農村勞力の調整に拍車をかけることになつたのである。

移動班

の組織は各部落毎に部落農事實行組合長に於て一班五名乃至十名位の移動勞働班を編成し、組合事務所に勞力統制部を置いて組合長が部長となつて組合内に於ける配給統制連絡をなすと共に、市町村農會郡農會及び縣と系統的に連絡して配給統制に萬全を期するものであつて、移動班は第一種「自己町村内他部落に移動し得るもの」、第二種「自己郡内他町村に移動し得るもの」、第三種「他郡及び他府縣に移動し得るもの」三種に分ちて成るべく二種以上兼ねるやうにし、各班員は可及的同一條件を具へて親和協力し得るものを以て編成し、婦女子の参加がある場合は男女混成とするのであるが、尙一般勞働班の中に役畜と共に移動し得る混成班、又は役畜を携行するもののみを畜力班をも編成するのである。

移動勞働班の

目標

は、(一) 農業報國精神の昂揚、(二) 米・麥・繭等の主要食糧の増産、(三) 潜在勞働力の生産化活用であつて、現下國民總力戦の非常時局を深く認識し、農業報國の信念に燃ゆる従業者の團結により、従來の應召農家に對する勤勞奉仕班の結成活動及びその精神を一般に普遍化し、青壯年男子は勿論、勞働力を有する農村婦女子も悉く國力戦に於ける出征戦士たるの自覺によつて、米穀増産其の他農業生産の維持増進のための統制ある

00481

團體的活動をなすと共に、農家相互援助の義侠心によつて經營經費の節減を圖り、併せて適正賃銀を保持しようとするものである。

従つて一般農家に於ては、支障のない限り作業の繰上げ又は繰延べを行つて、各戸の農業經營を自己努力により補給し、尙勞働力が不足して雇傭努力が必要な場合は自部落實行組合内の移動班によつて補給を行ひ、自分の部落内での補給が不可能な場合に市町村農會に申告して勞力需給を行ひ、それで足りない時にそれ〴〵郡・縣と廣範圍に亘つて系統統制機關を通じて補給を行ふのである。

本縣

では需要供給調整のため縣下を三つのブロックに分ち第一ブロックを鳥取市・岩美・八頭・氣高、第二ブロックを東伯、第三ブロックを米子・西伯・日野として山間部平坦部と組合せ、なほ養蠶不足勞力は鳥根縣の隣岐國・入束郡・仁多郡岡山縣の隣接郡から供給を受けることとし、更に西伯郡箕波屋地方の田植、裏作作業には第一ブロック等から汽車輸送を行ひ、又更に縣内勞力需給に支障を來さぬ範圍内に於て縣外に對しても移動勞働班を派して、縣外の食糧生産擴充に協力することになつて居る。

移動班の

活動

に當つては、各班員は常に一集團となつて團體行動をとり、就業もなるべく共同作業とするのであつて、各班とも出勤可能な始期及び終期を定めて置き、各班では班長(男子)及び副班長を定めて部落農事實行組合長の指揮命令下に活動するのであつて、移動勞働班は腕章・小旗等によつてこれを標示する方法をとる。そして腕章・小旗は届出によつて縣統制部から成るべく交付する筈である。これが

運用

については、市町村農會に統制部を置いて會長が部長となり、役職員その他はそれ〴〵事務の分擔を定めて各部落組合の申告に基いて、管内勞力の過不足を調査集計綜合し勞力自給計畫を樹立して町村農會は郡農會に、市農會は直接縣統制部に申告し、管内勞力の自給がどうしても不足で他町村勞力の供給を求めねばならぬ時は其の内容を具し直接上級統制部に申告して連絡打合せの上萬全を期するのである。

なほ郡市町村農會は郡市町村經濟更生委員會勞力部會にて審議した勞力調整計畫の實行に當り、縣郡市町村産業團體特に郡市養蠶畜産團體とは計畫並に實施運動上格別充分な協議協調が必要であるが、又縣外の請入・送出については國民職業指導所との協議が大切である。

× × ×

00482

食糧生産報國隊渡滿

老人・返還勇士も參加

(農務課)

鳥取縣食糧生産報國隊員岩美郡拾名、八頭郡七名、氣高郡七名東伯郡十四名、西伯郡十名、日野郡五名、隊長徳田延行、隊付遠藤定市計五十五名は鳥取縣屬宮内哲二、縣農會技手小倉俊男兩氏輸送指揮の下に五月二十一日午前零時二分鳥取驛發渡滿した。一行は十九日東伯郡南谷村の縣立修練農場に集合して報國隊結成式を擧げ、二十日農場に於て壯行會を行ひ、知事より激勵の訓辭を受けて新設關金驛頭を出發したものであつて、滿洲國北安省鐵嶺縣鐵嶺義勇隊訓練所特設農場に於て食糧生産に約五ヶ月半の報國生活を行ひ、十月末歸鳥する我が國食糧増産確保の鐵の戰士である。

顧れば昨冬食糧増産報國の爲全國の村々より、農村中堅人物一萬五千名が彼の内原道場に駆せ參じ、本縣よりも三百二名の推進隊員が參加因伯農民としての傳統的素地に内原魂を鍊へ込んで歸村し、各々郷土の村々に於て魂限りの努力を傾注して農事に盡瘁して食糧増産に邁進しつゝあるのであるが、今や事變完遂東亞新秩序建設の大業を完する爲には、食糧の確保は銑後國民の最大

重要な責務といはねばならぬ。

然るに我が國は耕地狹少にして開墾による増産も却々に容易ならぬものあるに比し、ひと度眼を轉ずれば日滿一體の下にある滿洲の地は、沃土廣漠として大和民族の腕次第によつて食糧大増産は完全に保證せられ未墾の大寶庫である。

依つて今回農林省の滿洲水田増産隊計畫に應じ、本縣に於てもこの食糧生産報國隊を編成派遣して滿洲に於ける水田の一部に於て耕作を實施することとなつたのであつて、米穀その他食糧の増産を圖りて日滿を通じての現下食糧問題解決の一助とし、且つ滿洲に於ける農作業に依りて農民精神の陶冶をなして大御心を安んじ奉らんとすることとなつたのである。

従つて該報國隊は農村青壯年にして米作に經驗あるものを以て編成し、開拓團地區中の水田少くとも一人當り一町歩を耕作して食糧増産の確保に献身するものであつて、隊員に對しては旅費支度金及び家族援護費として一人壹百圓を支給し、尙その他馬車賃は相當の割引をなすと共に、食事、宿舎寢具等は之を支給又は貸與し、隊員が自己の地區以外に於て開田又は畑作に従事した時は團に於て相當の報酬を支拂ひ、自己耕作地區に於ける生産物は總て隊員の所得とするものである。

尙、今回出發した隊員の中には、年齢既に五十餘歳に及び孫の

數人を有する老人や在郷軍人分會長、又は滿洲事變及今次事變に
出動して歸還した勇士等が、歛をとつて食糧増産に奉仕しようと
奮然として参加せられてゐることは實に感激にたえない處である

◎ 行旅死亡人

- 一 取扱者 三重縣松阪市長
 - 二 本籍地及住所 不詳
 - 三 氏名年齢性別 氏名不詳、年齢推定二十六歳位女
 - 四 相 貌 推定二十六歳位女工風身長五尺位
 - 五 着 衣 顔丸同鼻耳並口稍小頭部中央部ニ長サ二寸巾
八分位ノ禿アリ左足首ヨリ膝關節部位ニ至ル
火傷痕アリ
 - 六 所持金品 絹毛斯黄赤白ノ花模様袴ニ黒地紋リ亀甲型ニ
棒ノ花模様ノ羽織ヲ着シ襦袢ノ襟ニ「X」コマ
ツト縫附ケタルヲ著シ九文三分ノ白足袋ヲ
穿ツ
 - 七 備考 人造革製蠶口一個在中金參圓四拾六錢
- 右ハ二月九日松阪市大口地内築港西端隅海中ニ溺死シ居ルヲ
發見檢視ノ結果本籍住所判明セザルニ付二月十三日市内郷津
西方寺墓地ニ假埋葬ニ付ス
心當ノ向ハ直接該市長宛照會相成度

◎ 行旅死亡人

昭和十六年五月三十日印刷
昭和十六年五月三十日發行

- 一 取扱者 岩手縣上閉伊郡宮守村長
 - 二 本籍 住所氏名不詳、年齢五十六七才位ノ男子
 - 三 身長 五尺三寸位体格中肉面長色黒、頭髮、鬚髯三寸位
伸白ノ毛交リ特徴ナシ
 - 四 着 衣 國防色ノ襪連洋服上下及下着トシテ古メリヤスシ
ヤツ紺色ノ襪襪ジャケツ黒色綿服襪襪服上下ヲ着
ス
- 右ハ昭和十六年二月十一日宮守村大字下宮守第五地割一八番
地ノ一(公葬地假舎)ニ於テ死亡
心當ノ向ハ直接該村長宛照會相成度

◎ 行旅死亡人

- 一 取扱者 岡山市長
- 二 本籍、住所 身分、職業、氏名、不詳推定年齢七十歳位
- 三 男女別 男子
- 四 人 相 身長五尺三寸、體格稍細キ方、顔丸キ方、色
青白、頭髮薄キ方、目、鼻、口、耳共ニ普通
- 五 着 衣 茶色オーパー、木綿茶綿緞人、駱駝色シヤツ
鼠色メリヤスズボン、同メリヤス猿又、紺足
袋、サルコ綿一
- 六 所持品 眼鏡一、懐中鏡一
- 七 特徴 鼻下ニ五厘形位ノ傷跡、左頬ニ五分位ノ傷跡
アリ
- 八 死亡年月日 昭和十六年二月二十一日午後二時
- 九 死亡別 病死(老衰)
- 一〇 死亡ノ場所 岡山市北方六七九 市立友樂園
- 一一 心當ノ向ハ直接該市長宛照會相成度

鳥取縣 鳥取市 東町 縣
發行所 鳥取縣氣高郡大正村大字古海
印刷所 鳥取市 支所